

事 務 連 絡

平成30年7月23日

京都府府民生活部災害対策課 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第3条及び第4条に基づく「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」における措置について

平成30年7月に発生した「平成30年7月豪雨」について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第2条に基づき、「特定非常災害」として政令で指定されました。

これに伴い、別添のとおり、法第3条及び第4条に基づき「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）における各種期限を延長する措置を行いますので、ご連絡致します。

なお、別添に掲げた項目以外について、措置の検討が必要なものがありましたら、随時下記の担当者までご連絡頂けますよう、お願いいたします。

<担当者の連絡先>

(部局) 経済産業省産業保安グループガス安全室

(電話) 03-3501-1672

(メール) [lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp](mailto:lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp)

## ■法第3条関係

措置名	保安機関の認定の有効期間及び更新期限の延長
根拠法(条項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項</li> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項及び第2項</li> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第6条</li> </ul>
現行法で定められた満了日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有効期間 保安機関の認定を受けた日から5年</li> <li>●更新期限 認定の満了する30日前まで</li> </ul>
適用地域	<p>【岐阜県】 岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】 姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町</p> <p>【鳥取県】 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【島根県】 江津市、邑智郡川本町</p> <p>【岡山県】 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口</p>

	<p>郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町</p> <p>【広島県】</p> <p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【山口県】</p> <p>岩国市</p> <p>【愛媛県】</p> <p>今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市</p> <p>【高知県】</p> <p>安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村</p> <p>【福岡県】</p> <p>飯塚市</p>
適用期間	<p>平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に更新期限を迎える者について、その期限を平成30年11月30日まで延長する。</p>
措置の内容	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスに係る保安業務を行う「保安機関」について、経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けた上で、5年に1度、認定の更新を受ける必要がある。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災した保安機関が、期限までに更新ができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>
担当者連絡先	<p>（部局）産業保安グループ ガス安全室</p> <p>（電話）03-3501-1672</p> <p>（メール）lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp</p>

■法第4条関係

措置名	業務主任者の講習（再講習に限る）の期限延長 }
根拠法（条項）	●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第19条第3項 等
現行法で定められた履行期限	業務主任者が、高圧ガス保安法の第二種販売主任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から3年 等
適用地域	<p>【岐阜県】 岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】 姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町</p> <p>【鳥取県】 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【島根県】 江津市、邑智郡川本町</p> <p>【岡山県】 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町</p> <p>【広島県】</p>

	<p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【山口県】</p> <p>岩国市</p> <p>【愛媛県】</p> <p>今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市</p> <p>【高知県】</p> <p>安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村</p> <p>【福岡県】</p> <p>飯塚市</p>
適用期間	平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に更新期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。
措置の内容	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスに係る災害の発生を防止するため、液化石油ガスに係る作業を行う業務主任者に対し、所要の講習を定期的に受講することを求めている。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災者が、期限までに所要の講習を受講することができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>
担当者連絡先	<p>(部局) 産業保安グループ ガス安全室</p> <p>(電話) 03-3501-1672</p> <p>(メール) lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp</p>

## ■法第4条関係

措置名	充てん作業者の講習（再講習に限る）の期限延長
根拠法（条項）	●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の5第4項 等
現行法で定められた履行期限	充てん作業者の講習修了証の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から3年 等
適用地域	<p>【岐阜県】</p> <p>岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【京都府】</p> <p>福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】</p> <p>姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町</p> <p>【鳥取県】</p> <p>鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【島根県】</p> <p>江津市、邑智郡川本町</p> <p>【岡山県】</p> <p>岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町</p> <p>【広島県】</p>

	<p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【山口県】</p> <p>岩国市</p> <p>【愛媛県】</p> <p>今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市</p> <p>【高知県】</p> <p>安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村</p> <p>【福岡県】</p> <p>飯塚市</p>
適用期間	<p>平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。</p>
措置の内容	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスに係る災害の発生を防止するため、液化石油ガスに係る作業を行う充てん業者に対し、所要の講習を定期的に受講することを求めている。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災者が、期限までに所要の講習を受講することができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>
担当者連絡先	<p>(部局) 産業保安グループ ガス安全室</p> <p>(電話) 03-3501-1672</p> <p>(メール) lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp</p>

## ■法第4条関係

措置名	液化石油ガス設備士の講習（再講習に限る）の期限延長
根拠法（条項）	●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の9第1項 等
現行法で定められた履行期限	液化石油ガス設備士の免状交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から3年 等
適用地域	<p>【岐阜県】 岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】 姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町</p> <p>【鳥取県】 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【島根県】 江津市、邑智郡川本町</p> <p>【岡山県】 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町</p> <p>【広島県】</p>



	<p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【山口県】</p> <p>岩国市</p> <p>【愛媛県】</p> <p>今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市</p> <p>【高知県】</p> <p>安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村</p> <p>【福岡県】</p> <p>飯塚市</p>
適用期間	平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。
措置の内容	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスに係る災害の発生を防止するため、液化石油ガスに係る作業を行う業務主任者・充てん作業員・液化石油ガス設備士に対し、所要の講習を定期的受講することを求めている。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災者が期限までに所要の講習を受講することができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>
担当者連絡先	<p>(部局) 産業保安グループ ガス安全室</p> <p>(電話) 03-3501-1672</p> <p>(メール) lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp</p>

## ■法第4条関係

措置名	供給設備の点検／消費設備の調査／一般消費者等に対する周知の期限延長
根拠法（条項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第34条第1項</li> <li>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第36条第1項 等</li> </ul>
現行法で定められた履行期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>●供給設備の点検の期限 4年に1回以上 等</li> <li>●消費設備の調査の期限 4年に1回以上 等</li> <li>●一般消費者等に対する周知の期限 2年に1回以上 等</li> </ul>
適用地域	<p>【岐阜県】 岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】 姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町</p> <p>【鳥取県】 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【島根県】 江津市、邑智郡川本町</p> <p>【岡山県】 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口</p>

	<p>郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町</p> <p>【広島県】</p> <p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【山口県】</p> <p>岩国市</p> <p>【愛媛県】</p> <p>今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市</p> <p>【高知県】</p> <p>安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村</p> <p>【福岡県】</p> <p>飯塚市</p>
適用期間	平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。
措置の内容	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスに係る災害の発生を防止するため、液化石油ガスの供給設備・消費設備について、保安業務を行う「保安機関」に対し、定期的な点検・調査を求めている。また、保安機関に対しては、一般消費者等に対し、消費設備の管理・点検に関する事項等について、定期的に周知することも求めている。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災した保安機関が期限までに点検・調査・周知を行うことができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>
担当者連絡先	<p>(部局) 産業保安グループ ガス安全室</p> <p>(電話) 03-3501-1672</p> <p>(メール) lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp</p>

■法第4条関係

措置名	認定液化石油ガス販売事業者に係る報告期限延長
根拠法（条項）	<p>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の7</p> <p>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第48条</p>
現行法で定められた履行期限	毎事業年度経過後3月以内
適用地域	<p>【岐阜県】</p> <p>岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【京都府】</p> <p>福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】</p> <p>姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町</p> <p>【鳥取県】</p> <p>鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【島根県】</p> <p>江津市、邑智郡川本町</p> <p>【岡山県】</p> <p>岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町</p>

	<p>【広島県】          広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【山口県】          岩国市</p> <p>【愛媛県】          今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市</p> <p>【高知県】          安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村</p> <p>【福岡県】          飯塚市</p>
適用期間	<p>平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。</p>
措置の内容	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガス販売事業者のうち、一定以上の保安水準である事業者を認定し、当該認定を受けた事業者（以下「認定液化石油ガス販売事業者」という。）について、所要の特例措置を講じているところ。</p> <p>また、認定液化石油ガス販売事業者については、毎事業年度経過後3月以内に、販売契約を締結している一般消費者等の数などを、その認定をした経済産業大臣又は都道府県知事に報告する必要がある。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災した認定液化石油ガス販売事業者が期限までに報告を行うことができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>
担当者連絡先	<p>（部局）産業保安グループ ガス安全室          （電話）03-3501-1672          （メール）lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp</p>

■法第4条関係

措置名	充てん事業者の保安検査の期限延長
根拠法（条項）	<p>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第37条の6第1項</p> <p>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条</p>
現行法で定められた履行期限	1年に1回実施
適用地域	<p>【岐阜県】</p> <p>岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【京都府】</p> <p>福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】</p> <p>姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町</p> <p>【鳥取県】</p> <p>鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【島根県】</p> <p>江津市、邑智郡川本町</p> <p>【岡山県】</p> <p>岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町</p>

	<p>【広島県】          広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【山口県】          岩国市</p> <p>【愛媛県】          今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市</p> <p>【高知県】          安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村</p> <p>【福岡県】          飯塚市</p>
適用期間	平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。
措置の内容	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスに係る災害の発生を防止するため、液化石油ガスの充てん事業者が所有する充てん設備について、各都道府県が実施する保安検査を1年に1回受ける必要がある。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災した液化石油ガスの充てん事業者が、期限までに保安検査を受けることができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>
担当者連絡先	<p>(部局) 産業保安グループ ガス安全室          (電話) 03-3501-1672          (メール) lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp</p>

■法第4条関係

措置名	液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者に係る事業年度終了後の報告期限延長
根拠法（条項）	<p>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第82条第1項及び同条第2項</p> <p>●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第132条</p>
現行法で定められた履行期限	毎事業年度経過後3月以内
適用地域	<p>【岐阜県】</p> <p>岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【京都府】</p> <p>福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】</p> <p>姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町</p> <p>【鳥取県】</p> <p>鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【島根県】</p> <p>江津市、邑智郡川本町</p> <p>【岡山県】</p> <p>岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町</p>



	<p>【広島県】 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【山口県】 岩国市</p> <p>【愛媛県】 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市</p> <p>【高知県】 安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村</p> <p>【福岡県】 飯塚市</p>
適用期間	平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。
措置の内容	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、液化石油ガスに係る事業者（液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者）について、その業務の実施状況を適切に把握するため、毎事業年度経過後3月以内に、所要の事項を経済産業大臣又は都道府県知事に報告する必要がある。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災した液化石油ガスに係る事業者が、期限までに所要の報告をすることができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>
担当者連絡先	<p>（部局）産業保安グループ ガス安全室</p> <p>（電話）03-3501-1672</p> <p>（メール）lpg-gasanzenshitsu@meti.go.jp</p>